

地方公共団体の非常勤職員に係る災害補償制度 の改善に関する要望

地方公共団体の非常勤職員に対しての公務災害補償制度については、現在、非現業事業部門と現業事業部門とに区分し、法律・条例においてそれぞれ適用がなされているが、地方公共団体の組織は各団体により様々なものがあり、明瞭な区分を示すことは非常に困難な点が多く、適用漏れなどその対応に苦慮しているところである。

よって、非現業事業部門の非常勤職員が地方公共団体の定める条例により公務災害補償制度の適用がなされているのと同様に、現業事業部門における非常勤職員についても条例適用となるよう公務災害補償制度の一元化を図ること。

以上要望する。